

別紙3

平成26年6月19日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請について（Q & A）

「HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請」に関するQ & Aを作成いたしましたので、認定申請を予定されている方は参考にして下さい。

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請に関する Q & A

(問 1)

認定申請資格（2）にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」といふのは、薬剤師免許登録後5年間以上の期日が経過していればよいのでしょうか。

(答)

「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」とは、医療機関等で実際に薬剤師職員として5年以上従事していることを指します。そのため、薬剤師免許登録後の学生、大学・企業等で研究開発等に従事した期間は対象外となります。

(問 2)

認定申請資格（2）にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」において、会員歴が認定審査で問われることはあるのでしょうか。

(答)

会員歴は認定審査で問われることはありません。申請時に、認定申請資格に記載のある団体に入会していることが認定申請の条件となります。

(問 3)

認定申請資格（4）にある「薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは、具体的にどの認定制度を指すのでしょうか。

(答)

現在、「生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定制度のうち、認証番号が「G」から始まる認定制度による認定薬剤師を指します。詳細は薬剤師認定制度認証機構のホームページをご覧ください。

(問 4)

現在、日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込みですが、この場合でも HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。認定申請資格（4）にあるすべての認定薬剤師が同様の取扱いとなります。

(問5)

日本病院薬剤師会生涯研修の認定証を平成13年～平成15年までの3年間および平成17年～平成19年まで3年間ずつ合計6年間にわたり、単年度の生涯研修認定を受けております。通算すると6年間の認定を受けている状況ですが、平成16年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行うことができませんでした。この場合でも、HIV感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師とは、生涯研修認定制度に定める所定単位を5年間連続して取得された方に認定が与えられるものであり、通算で5年以上あっても連続して取得していなければ履修認定に該当しません。したがって、HIV感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。

また、生涯研修履修認定の有効期限は5年間です。有効期限内にHIV感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

(問6)

認定申請資格(5)にある「申請時において、病院または診療所もしくは保険薬局に勤務し、HIV感染症患者に対する指導に引き続いて3年以上従事していること」という要件について、海外留学、転勤、産休・育休等による勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

(答)

認定審査委員会で個別に審査いたします。したがって、認定申請する際には、中断した理由と中断期間などを記述した説明文書(書式自由)を添付してください。

(問7)

認定申請の対象となる講習会は、どのような団体が実施するものでしょうか。

(答)

HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定資格の別添3に「日本病院薬剤師会が認定するHIV感染症領域の講習会」とは、日本病院薬剤師会、各都道府県病院薬剤師会、独立行政法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター、HIV/AIDSブロック拠点病院、HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修事業において日本病院薬剤師会が認定する研修施設が実施する講習会であると規定しています。

該当性の判断ができない場合には、認定申請書に受講した講習会・セミナー等の情報を記入し、プログラム及び受講証明の写しを添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

いずれの講習会においても、プログラム及び受講の証明となるものの添付がない場合には、無効といたします。なお、学会参加証(ネームカード)は受講の証明としては認められません。

(問8)

HIV 感染症患者に対する指導の実績については「30症例以上」とされているので、できるだけ多くの症例を記載して申請してもよいのでしょうか。また、症例の要約として、どの程度の内容を記載すればよいのでしょうか。

(答)

HIV 感染症患者に対する指導の実績については、実務経験として30症例以上を求めているということであって、それ以上の症例があっても申請書には30症例分のみを厳選して記載してください。また、様式4に記載している注意事項に従ってください。

症例の要約は、別に示す「HIV 感染症患者への指導実績の要約（記載例）」を参考に、薬剤師としての患者に対する薬学的介入とその成果などが明瞭になるように作成してください。（カルテや入院サマリーの写しのようなものでは不十分です。）

(問9)

指導実績の要約に対する所属長による証明は、どのような趣旨で設定されたのでしょうか。

(回 答)

指導実績の要約については、申請者本人がその症例に実際に携わったことを所属長に担保していただくことにいたしました。不正が発覚した場合には、厳正に対処することといたします。

(問10)

HIV 感染症患者に対する指導の実績に係る症例数の考え方として、「1症例」とは、1名の患者を指すのでしょうか。

(答)

1名の患者を1症例として数えてください。ただし、同一患者の場合でも、従前とは異なる治療法が実施されている場合には、別症例として取り扱うことが可能ですが、同一患者であることがわかるように記載してください。

(問 11)

抗 HIV 療法導入前の指導や、日和見感染症の治療を行う際に実施した指導を、指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

抗 HIV 療法導入前に HIV 感染症治療に関する薬物療法について指導したケースは指導実績に含めても差し支えありません。また、抗 HIV 薬の指導を含まない場合であっても、良好なコミュニケーションを通して患者の意思を尊重した服薬支援など、薬物療法を中心とした総合的な支援を行うことで、HIV 感染症の薬物療法を有効かつ安全に実施できるよう努めたケースは、指導実績に含めても差し支えありません。

(問 12)

当院では、入院患者だけでなく外来患者に対する指導を数多く実施しています。HIV 感染症患者に対する指導実績としての 30 症例に、外来患者への指導の実績を含めることは認められるのでしょうか。

(答)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師認定資格の別添 2 に記載されている、「HIV 感染症患者に対する指導」が実施されたケースであれば、指導実績に含めても差し支えありません。

(問 13)

同一レジメンの抗 HIV 薬服用継続中の患者に対し、併用薬の追加や変更等が行われた場合、抗 HIV 薬との相互作用に関して説明したことを、指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

指導実績に含めても差し支えありません。このような症例に関しては、5 症例分に限り含めることができます。ただし、抗 HIV 薬の変更に伴って併用薬が変更された場合は、この限りではありません。

(問 14)

HIV 感染症の予防啓発活動に参加した実績を、指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

指導実績に含めても差し支えありません。その場合は、予防啓発活動 5 回を上限として、指導実績の要約に含めることができます。

(問 15)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格しましたが、試験合格の有効期間は決められているのでしょうか。

(答)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格した際の有効期間は試験合格後 1 年間です。

「試験合格の有効期間は 1 年間」とは、試験と同一年度の認定申請及び次年度の認定申請（試験合格時より約 1 年後）の 2 回にわたり有効ということです。

(問 16)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(答)

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。なお、申請書類は、一定期間保管した後、適切に処理いたします。

(問 17)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

(答)

認定審査料は審査結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。